

平成24

〒468-0015 岐阜市早田東町 7-14
コメント歯科クリニック 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネッ
理事長 杉浦 市
(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2
三博ビル8階
事務局長 外山 孝
(TEL : 052-265-9258、FAX : 052

再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

「治療見積書 新規治療計画データ」および「一般料金表（中途解約精算料金表）」をお送り下さいまして、ありがとうございました。

さて、当法人は、消費者保護及び救済の観点から、別紙のとおり再度申入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴院の見解や対応につき、平成24年10月末日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴院からの回答の有無及び回答内容は適宜の方法により公表させていただきますことを申し添えます。

敬具

再申入事項

第1 再申入の趣旨

治療見積書や治療計画書において、事前に中途解約した際の精算金が患者に対して明確になるよう、費用の内訳を記載して下さい。

第2 再申入の理由

- 1 ご送付頂きました「治療見積書 新規治療計画データ」には、例えば「左上7の歯に対して無痛インプ+ジルコニア・セラミックスを行うためには57万2000円必要である」ということが分かる内容が記載してありますが、その内訳は記載してありません。
- 2 そうすると、患者としては、中途解約を決断するに際し、現在自分がどこまで治療を受けており、中途解約するといくら精算されるのかが明らかでないため、中途解約自体を躊躇してしまう恐れがあります。
さらには、中途解約の意思表示後、貴院より高額な精算金を示された場合であっても、その金額が正当かどうかを患者において判断することができません。
他方で、貴院においては、「一般料金表（中途解約精算料金表）」を作成していらっしゃる事から、これをもとにして事前に患者に対して費用の内訳を示すことは、難しいことではないと思われます。
- 3 したがいまして、契約時点において患者に示す治療見積書や治療計画書などに、費用の内訳をご記載頂き、患者において中途解約する際の精算金が明らかになるよう、治療見積書等をご改善下さい。

以上